

## 第 7 章 環境保全施策



## 第7章 環境保全施策

### 1 環境影響評価制度

#### (1) 環境影響評価制度

##### 【根 拠】

- ・ 環境影響評価法（平成9年6月13日法律81号、以前は「環境影響評価の実施について」）
- ・ 2005年日本国際博覧会環境影響評価要領（平成10年3月27日付、通商産業大臣官房長官商務流通審議官通達）
- ・ 愛知県環境影響評価条例（平成10年12月18日愛知県条例第47号、以前は「愛知県環境影響評価要綱」）

##### 【目 的】

大規模な事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可等）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるように努めます。

【環境影響評価制度に係る対象事業】

表 7-1 環境影響評価制度に係る対象事業

対象事業種類	環境影響評価法		愛知県環境影響評価条例
	第 1 種事業	第 2 種事業	
1 道路			
高速自動車国道	すべて	—	—
指定都市高速道路（4車線以上）	すべて	—	—
一般国道（4車線以上）	10Km 以上	7.5Km 以上 10Km 未満	7.5km 以上 10km 未満
林道（幅員 6.5m 以上）	20Km 以上	15Km 以上 20Km 未満	15km 以上 20km 未満
県道・市町村道（4車線以上）	—	—	7.5km 以上
2 ダム・堰 その他河川工事			
ダム	貯水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
放水路	土地改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	10Km 以上	7.5Km 以上 10Km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新幹線・普通鉄道外の鉄道	—	—	7.5km 以上
新設軌道	10Km 以上	7.5Km 以上 10Km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新設軌道以外の軌道	—	—	7.5km 以上
4 飛行場	滑走路長 2,500m 以上	1,875m 以上 2,500m 未満	1,875m 以上 2,500m 未満
5 発電所			
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	—	—
太陽電池発電所	出力 4 万 kW 以上	3 万 kW 以上 4 万 kW 未満	3 万 kW 以上 4 万 kW 未満
風力発電所	出力 5 万 kW 以上	3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満	0.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満
6 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	—	—	処理能力 150t/日以上
し尿処理施設	—	—	処理能力 150kl/日以上
産業廃棄物焼却施設	—	—	処理能力 150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満	25ha 以上 30ha 未満
7 下水道終末処理場	—	—	11.25ha 以上
8 工場・事業場	—	—	燃料使用量 11.25t/h 又は特定排水水の量 7,500m <sup>3</sup> /日以上
9 公有水面の埋立・干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下	40ha 以上 50ha 以下
10 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
11 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
12 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
13 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
14 農用地の造成	—	—	75ha 以上
15 レクリエーション用地の造成	—	—	75ha 以上
16 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	—
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
17 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
18 鉱物の掘採又は土石の採取	—	—	事業区域面積 75ha 以上又は土地改変面積 37.5ha 以上
19 複合開発事業	—	—	75ha 以上
20 港湾計画	埋立・掘込 300ha 以上	—	—

(注) この表は、環境影響評価法施行令別表第 1 及び愛知県環境影響評価条例施行規則別表第 1 を要約したものです。

## 【法律と条例の関係】

環境影響評価法では、必ず環境影響評価を行う「第一種事業」と環境影響評価を行うかどうかを個別に判断する「第二種事業」があります。一方、条例に基づき環境影響評価を行うこととなるのは、県道・市町村道などの独自の対象事業のほか、法律の「第二種事業」のうち法律に基づく環境影響評価は不要と判断された事業です。

## (2) 豊田市環境影響評価検討会

### 【根 拠】

- ・ 豊田市環境影響評価検討会設置要綱（平成11年4月1日施行、以前は平成元年から「豊田市環境影響評価審査会設置要綱」により運用）

### 【目 的】

平成11年6月12日、環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例が施行され、新たに地球環境や生物多様性などが対象となり、より高度な知見が必要となります。このため、検討会を設置し必要に応じ専門家の意見、助言等を参考にしながら対応を図っていきます。

### 【役 割】

- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、市長に意見の具申を行います。
- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 国や県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行います。

## (3) 環境影響評価（アセスメント）に係る市長意見

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が平成11年6月12日から施行されています。本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事への意見の具申を行っています。

令和2年度末現在実施されている環境影響評価手続はありません。

(4) 豊田市環境影響評価検討会付議案件

表 7-2 豊田市環境影響評価審査会及び豊田市環境影響評価検討会付議案件

審査日	事業名	事業主体	区分
H2. 2. 22	豊田加茂産業廃棄物処分場建設	(財)豊田加茂産業廃棄物処理公社	その他
H2. 3. 20	豊田都市計画道路東海環状自動車道	中部地方建設局	国要綱
H2. 9. 12	逢妻衛生処理組合し尿処理施設整備	逢妻衛生処理組合	その他
H3. 1. 8	第2東海自動車道(鳳来町～豊田市)	中部地方建設局	国要綱
H3. 7. 16	農業集落排水事業(配津・畝部上地区)	豊田市	その他
H4. 6. 19	(仮称)豊田市浄水特定土地地区画整理事業	豊田市	国要綱
H10. 6. 17	2005年日本国際博覧会(実施計画書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H11. 5. 20	2005年日本国際博覧会(準備書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H12. 1. 14	豊田市新清掃工場設置(方法書)	豊田市	県条例
H12. 4. 25	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(方法書)	愛知県	県条例
H13. 6. 19	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(準備書)	愛知県	県条例
H14. 4. 23	2005年日本国際博覧会(評価書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H14. 6. 20	豊田市新清掃工場設置(準備書)	豊田市	県条例
H15. 3. 28	2005年日本国際博覧会(追跡調査その1)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15. 10. 2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その2)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15. 10. 2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 2. 24	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その3)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 7. 9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 7. 9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17. 7. 19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17. 7. 19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H18. 12. 12	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成17～18年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H19. 10. 2	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(方法書)	愛知県企業庁	県条例
H23. 2. 25	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(準備書)	愛知県企業庁	県条例
H24. 1. 27	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(評価書)	愛知県企業庁	県条例
H25. 6～	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価に係る事後調査報告書(年次版)	愛知県企業庁	県条例

## 2 環境の保全を推進する協定及び公害防止協定

昭和48年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制に努めてきましたが、平成20年10月以降、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、内容を見直し、「環境の保全を推進する協定」（以下「協定」という）に改称し、改定及び新規締結を行っています。令和2年度末現在、公害防止協定を52社、環境の保全を推進する協定を34社と締結しています。

### 【公害防止協定の主な内容】

- 協定値…公害関係諸法令より厳しい規制値
- 事前協議制…一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- 測定及び報告義務…大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- その他の事項…事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

### 【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- 事業者は、温室効果ガスや化学物質の排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を策定し、その推進と情報提供に努める。
- 市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- 事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努め、周辺住民との定期的な情報交換の機会を設けるよう努める。
- 市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

### 【協定締結のあゆみ】

公害防止協定締結企業

締結日	締結企業	締結企業累積数
S48. 7. 2	トヨタ自動車(株)	1
S48. 9. 4	豊田鉄工(株)始め計12社	13
S49. 7. 29	日本発条(株)	14
S49. 12. 6	中央精機(株)始め計18社	32
S60. 3. 6	(株)アイホン始め計11社	43
S60. 12. 23	トリニティ(株)	44
S63. 11. 28	広瀬テクノロジー(株)	45
H1. 6. 1	愛三工業(株)	46
H17. 4. 1	藤岡町との合併により藤岡町が締結していた39社との協定を豊田市が引き継ぐ	80*
R3. 3. 31時点	表7-3-2、7-3-3参照	52

※旧豊田市締結企業と旧藤岡町締結企業とで重複があるため、旧豊田市締結企業数と旧藤岡町締結企業数の合計と一致しません。



公害防止協定から環境の保全を推進する協定へ改定

環境の保全を推進する協定締結企業

締結日	締結企業	締結企業累積数
H20. 10. 15	トヨタ自動車(株)	1
H21. 2. 12	愛三工業(株)始め計 10 社	11
H21. 12. 21	(株) F T S始め計 12 社	23
H22. 6. 25	大岡技研(株)始め計 5 社	28
H22. 12. 16	アイシン化工(株)始め計 3 社	31
H23. 12. 13	光生アルミニウム工業(株)始め計 4 社	35
H24. 10. 10	内浜化成(株)	36
H25. 12. 19	トヨタ自動車(株)始め 11 社と協定更新	36
H26. 12. 19	(株) F T S始め 12 社と協定更新	36
H27. 6. 25	大岡技研(株)始め 5 社と協定更新	36
H27. 12. 16	アイシン化工(株)始め 3 社と協定更新	36
H28. 2. 5	ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)と協定解消	35
H28. 4. 1	日本サーキット工業(株)と協定解消	34
H28. 12. 13	光生アルミニウム工業(株)始め 4 社と協定更新	34
H29. 10. 10	内浜化成(株)と協定更新	34
H30. 12. 19	トヨタ自動車(株)始め 11 社と協定更新 (アイシン精機の事業場ごとの締結を一つにして締結)	33
H31. 3. 13	(株) F T S始め 22 社と協定更新	33
R 2. 3. 16	(株) デンソー	34

【環境の保全を推進する協定協議会】

「環境の保全を推進する協定」を締結した企業を構成員とした「環境の保全を推進する協定協議会」を、平成 22 年 1 月に設立しました。ここでは、構成員間で環境に配慮した取組等の情報交換を行い、環境情報の共有化を進めています。また、環境情報を広く外部に発信し、市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の底上げを目指すとともに、市民の環境に対する理解を深めることを目的としています。

平成 30 年度に策定した 5 か年の活動計画の 2 年目として活動しましたが、新型コロナウイルス感染症対策により代替実施や開催中止となった活動があります。

(1) W e b 研修会 (講演会の代替開催)

目 的：環境情報の収集

日 時：令和 3 年 1 月 22 日

参加者：27 人 (構成員)

方 法：オンライン方式による研修会

講 師：(一財) 省エネルギーセンター 東海支部 岸田修一氏

内 容：省エネルギーと CO<sub>2</sub> 削減

(2) 環境取組実態調査アンケート

目 的：協定 (環境取組) 履行の実態把握

実施日：令和 2 年 10 月 28 日



(3) 環境教育用教材改訂

目的：市内の企業を対象とした環境教材の見直し

内容：環境教育用教材「③大気汚染・悪臭」、「④騒音・振動」を改訂

(4) 環境取組技術支援セミナー

目的：市内企業の環境技術向上

内容：Web研修会の動画及び改訂した環境教育用教材の解説動画を協定協議会のHPにて公開

(5) 協定協議会HPの活用

目的：協議会活動の情報発信及び環境情報等の配信

実績：1,759 閲覧者数、6,512 閲覧ページ数

(6) とよた産業ナビ（政策情報定期便）による情報発信

目的：協議会活動の情報発信

実施日：令和3年2月号

内容：令和2年度当番企業（豊田化学工業(株)、トヨタ車体(株)）の環境取組及び環境教育用教材について、政策情報定期便により市内企業へ発送（2,000部）

(7) 環境教育用教材の周知

目的：市内企業の環境知識向上

内容：環境保全課の窓口等で配布、企業への立入時に配付

実績：①環境法令一般	204冊
②廃棄物・リサイクル	256冊
③大気汚染・悪臭	225冊
④騒音・振動	204冊
⑤水質・地下水・土壌	297冊
⑥化学物質・リスクコミュニケーション	173冊

(8) 協定企業の環境取組の発信

目的：協定企業の環境取組の発信

日時：令和2年9月22日

参加者：40人（子ども22人、大人18人）

見学先：トヨタ自動車(株) 貞宝工場

テーマ：企業の環境取組（デジタルを使ったモノづくり、自然共生活動）と生き物調査

(9) 市の施策への協力

ア 緑のカーテンプロジェクト

目的：工場内の省エネや緑化のため

参加企業：20社

イ メダカで排水監視プロジェクト

目的：工場から出る排水のきれいさや安全性を確認するため

参加企業：6社

ウ 産業フェスタ（中止）

エ とよたものづくりフェスタ（中止）

オ 豊田中央図書館展示

目的：協議会活動のPR

日時：令和3年2月12～26日

内容：協議会活動パネル展示、環境教育用教材展示

工場排水で育てメダカ展示（中央精機(株)提供）

住友ゴム工業(株)名古屋工場敷地内で育てた苗木の配布

住友ゴム工業(株)、大豊工業(株)、トヨタ自動車(株)、トヨタ車体(株)、豊田鉄工(株)の環境取組紹介

表7-3-1 環境の保全を推進する協定締結企業及び協定内容

(令和3年3月31日現在 34社)

番号	企業名	締結日 (更新日)	事業所名	協定内容							<参考> 旧公害防止協定	
				自主 取組	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	緑 化	締結日	改定日
1	トヨタ自動車(株)	H20.10.15 (H25.12.19) (H30.12.19)	本社 元町 上郷 高岡 堤	○	○	○	○	○	○	○	S48.7.2	S56.12.27 H7.5.31
			貞宝	○	○	○	○	○	○	○	S58.4.21	H7.5.31
			広瀬	○	○	○	○	○	○	○	S62.6.23	H7.5.31
			上郷物流センター	○	○	○	○	○	○	○	S60.10.21	H7.5.31
			花本テクニカルセンター	○	○	○	○	○	○	○	-	-
			テクニカルセンター下山	○	○	○	○	○	○	○	-	-
			福利厚生施設	○	○	○	-	-	-	○	S56.12.17	H7.5.31
2	愛三工業(株)	H21.2.12 (H25.12.19) (H30.12.19)	豊田	○	○	○	○	○	○	○	H1.6.1	H8.1.24
			広瀬テクニカルセンター	○	○	-	○	○	○	○	-	-
3	アイシン精機(株)	H21.2.12 (H25.12.19) (H30.12.19)	新豊	○	○	-	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3
			H22.12.16 (H27.12.16) (H30.12.19)	藤岡試験場	○	○	○	○	○	○	-	-
			H30.12.19	木瀬試験場	○	○	-	○	○	○	-	-
4	アイシン高丘(株)	H21.2.12 (H25.12.19) (H30.12.19)	本社	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3 H7.9.14
5	住友ゴム工業(株)	H21.2.12	名古屋	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3

		(H25. 12. 19) (H30. 12. 19)										H7. 8. 7
6	大豊工業(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	本社 細谷	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 11. 7
			篠原	○	○	○	○	○	○	○	S60. 3. 6	—
			幸海	○	○	○	○	○	○	○	H12. 3. 31	—
7	(株)東海理化電機製作所	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	豊田	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H7. 9. 1	
8	トヨタ車体(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	吉原	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 8. 7
			寿新規開発センター	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3
9	トヨタ紡織(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	猿投	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 8. 7
			高岡	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3
			堤	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			藤岡	○	○	○	○	○	○	○	H16. 11. 16*	—
			土橋	○	○	—	○	○	○	○	—	—
10	日本発条(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	豊田	○	○	—	○	○	○	S49. 7. 29	S57. 12. 3	
11	フタバ産業(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	緑	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H8. 6. 19	
12	(株)F T S	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S59. 3. 7 H7. 11. 10
			広田	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			豊田	○	○	—	○	○	○	○	—	—
			実験センター	○	○	—	○	○	○	○	—	—
13	キューピー(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	拳母	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H7. 8. 2	
14	(株)協豊製作所	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社 緑	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S59. 3. 7 H8. 4. 17
			小原	○	○	○	○	○	○	○	—	—
15	小島プレス工業(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社 高岡 前田	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 12. 12
			足助	○	○	○	○	○	○	○	—	—
16	シロキ工業(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	名古屋	○	○	○	○	○	○	○	H2. 1. 12	H7. 11. 6
			豊田	○	○	○	—	—	—	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 11. 6
			豊川工場新豊製造部	○	○	—	—	—	—	○	—	—
17	中央精機(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	豊田	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H7. 8. 7
			豊田モジュール	○	○	—	○	○	○	○	—	—
18	中央発條(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	藤岡	○	○	○	○	○	○	S62. 12. 18*	—	
19	豊田化学工業(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社	○	○	—	○	○	○	○	S49. 12. 6	S59. 3. 7 H8. 1. 16
			藤岡	○	○	○	○	○	○	○	S55. 9. 1*	—

20	豊田鉄工(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 11. 16
			広久手	○	○	—	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 11. 16
		H31. 3. 13	篠原	○	○	—	○	○	○	○	S60. 3. 6	—
			AGRICUL TURE R&D CENTER	○	○	—	○	○	○	○	—	—
21	トリニティ工業 (株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社	○	○	—	○	○	○	○	—	—
			豊田	○	○	○	○	○	○	○	S60. 12. 23	H8. 1. 16
22	大岡技研(株)	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	本社	○	○	—	○	○	○	○	S49. 12. 6	S59. 3. 7
			篠原	○	○	○	○	○	○	○	S60. 3. 6	—
23	(株)オティックス高岡	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	—	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H7. 12. 25
24	(株)三五	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	豊田	○	○	○	○	○	○	○	—	—
25	AHブレーキ(株) (旧 日清紡ブレーキ (株))	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—
26	豊生ブレーキ工業 (株)	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S59. 3. 7
			ウネベ	○	○	○	○	○	○	○	—	—
27	アイシン化工(株)	H22. 12. 16 (H27. 12. 16) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	—	—
28	大豊精機(株)	H22. 12. 16 (H27. 12. 16) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			鞍ヶ池 緑ヶ丘(旧工機)	○	○	—	○	○	○	○	—	—
		H31. 3. 13	篠原	○	○	—	—	—	—	○	—	—
29	光生アルミニウム工業 (株)	H23. 12. 13 (H28. 12. 13) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	H8. 1. 25
30	サンコール(株)	H23. 12. 13 (H28. 12. 13) (H31. 3. 13)	広瀬	○	○	○	○	○	○	○	S63. 11. 28	—
			豊田	○	○	—	○	○	○	○	—	—
31	林テンプ(株)	H23. 12. 13 (H28. 12. 13) (H31. 3. 13)	本社	○	○	—	○	○	○	○	—	—
32	豊和化成(株)	H23. 12. 13 (H28. 12. 13) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	H4. 12. 11※	—
33	内浜化成(株)	H24. 10. 10 (H29. 10. 10) (H31. 3. 13)	猿投	○	○	○	○	○	○	○	—	—
34	(株)デンソー	R2. 3. 16	広瀬製作所	○	○	○	○	○	○	○	—	—

※ 旧藤岡町と締結

表 7-3-2 公害防止協定締結企業及び協定内容

(令和3年3月31日現在 旧豊田市分、20社20事業所等)

番号	企業名	協定年月日		事業所名	協定内容							
		協定	改定		大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	東海工業(株)	S49.12.6	S59.3.7	名古屋	○	○	○	○	—	—	○	○
2	トヨタ T & S 建設(株)	S49.12.6	S59.3.7	—	○	○	○	○	○	○	○	○
3	金星工業(株)	S49.12.6	S59.3.7	豊田	○	○	○	○	—	○	○	○
4	(株)山田メッキ工業所	S49.12.6	S59.3.7	豊田	○	○	○	○	○	○	○	○
5	テイケイ気化器(株)	S49.12.6	S59.3.7	—	○	○	○	○	○	○	○	○
6	三協高分子(株)	S49.12.6	—	—	○	○	○	○	—	○	○	○
7	旭千代田工業(株)	S49.12.6	S59.3.7	豊田	○	○	○	○	○	○	○	○
8	(株)メイドー	S49.12.6	S59.3.7	豊田	○	○	○	○	○	○	○	○
9	横山興業(株)	S49.12.6	S59.3.7	—	○	○	○	○	○	○	○	○
10	アイホン(株)	S60.3.6	—	豊田	○	○	○	○	—	○	—	○
11	エヌ・エス・デイ(株)	S60.3.6	—	篠原	○	○	○	○	—	○	—	○
12	(株)神谷プラスチック	S60.3.6	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
13	近藤精密(株)	S60.3.6	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
14	サンワ(株)	S60.3.6	—	篠原	○	○	○	○	—	○	—	○
15	新和精工(株)	S60.3.6	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
16	トヨタカ産業(株)	S60.3.6	—	第2工場	○	○	○	○	—	○	—	○
17	トヨタカローラ愛知(株)	S60.3.6	—	総合センター	○	○	○	○	—	○	—	○
18	名古屋東部陸運(株)	S60.3.6	—	篠原物流センター	○	○	○	○	—	○	—	○
19	松美工業(株)	S60.3.6	—	本社	○	○	○	○	—	○	—	○
20	三井屋工業(株)	S60.3.6	—	篠原	○	○	○	○	—	○	—	○

表7-3-3 公害防止協定締結企業及び協定内容

(令和3年3月31日現在 旧藤岡町締結、32社32事業所)

番号	企業名	協定年月日		事業所名	協定内容							
		協定	改定		大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	東洋瓦工業(株)	S55. 3. 25	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○
2	千葉窯業(株)	S55. 10. 1	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○
3	(株)服部養鶏園	S56. 6. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
4	全トヨタ労働組合連合会	S57. 9. 8	—	—	○	○	—	—	—	—	—	○
5	フジオカ開発(株)	S58. 6. 13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	真和工業(株)	S58. 8. 8	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○
7	成田 理	S59. 3. 31	—	—	○	○	—	—	—	○	—	○
8	梅村工業(株)	S59. 5. 7	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○
9	東海アポロ(株)	S59. 12. 15	—	—	—	○	○	—	—	—	—	○
10	大東工業(株)	S61. 3. 14	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
11	(株)比良セラミックス	S63. 11. 12	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
12	スギムラ化学工業(株)	S61. 4. 17	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
13	丹羽商(株)	S62. 3. 30	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
14	関西窯業(株)	S62. 3. 30	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
15	(株)進和	S62. 10. 28	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
16	飯島製本(株)	S62. 11. 19	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
17	(株)マノモクハウジング	S63. 12. 27	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
18	豊田ブロック(株)	H3. 11. 20	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
19	(株)メイドー	H5. 10. 25	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
20	(株)丸商クラウンズゴルフクラブ	H6. 4. 20	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
21	(株)山西	H7. 9. 8	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
22	(株)マノモク	H7. 10	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
23	コスモ石油(株)名古屋支店	H8. 2. 20	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○
24	NTT中部電話帳(株)	H9. 9. 3	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
25	(有)やよい石鯨	H10. 3. 17	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
26	(株)豊和	H11. 6. 10	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
27	第一電機測器(株)	H12. 1. 13	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
28	(株)立松製作所	H12. 10. 3	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○

29	矢作産業(株)	H13. 4. 16	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
30	(株)エフ・エム・シー	H14. 7. 1	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
31	トヨキン(株)	H15. 7. 14	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
32	自動車部品栄和協同組合	H16. 6. 2	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○

表 7-3-4 覚書締結企業及び協定内容（令和3年3月31日現在 旧豊田市分、5社5事業所等）

番号	企業名	協定年月日		事業所名	協定内容							
		協定	改定		大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	(株)アクトメタル	S61.12.8	—	豊田工場	—	○	—	—	—	—	—	—
2	愛知県動物愛護センター	S61.8.1	—	—	○	○	—	—	—	○	—	—
3	愛知学泉大学	S61.3.18	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
4	(株)高木工業所	S51.3.10	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—
5	桜花学園	H1.2.8	—	桜花学園大学	—	○	—	—	—	—	—	—

### 3 ゴルフ場との農薬使用に関する協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成2年度から農薬使用に関する協定を締結しています。平成29年3月に当協定の指導根拠となる環境省指導指針が定められたことから、平成29年10月改正締結しました。

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の原則禁止
- 排水中の農薬濃度を環境省の水濁・水産指針値の2分の1とすること
- 魚毒性C類の農薬を使用する場合は排水等の監視の実施
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故の未然防止に関する事項
- 地域の環境保全活動への協力と地域住民とのコミュニケーション

表7-4 ゴルフ場に関する環境保全協定締結事業所（令和3年3月31日現在19ゴルフ場）

事業者名	ゴルフ場名	締結年月日	
		協定	改定
東名ゴルフ(株)	東名古屋カントリークラブ	H2. 9. 20	H29. 10. 20
東名ゴルフ(株)	名古屋広幡ゴルフコース	H2. 9. 20	H29. 10. 20
(株)愛知さなげゴルフ場	さなげカントリークラブ	H2. 9. 20	H29. 10. 20
豊田鞍ヶ池開発(株)	豊田カントリー倶楽部	H2. 9. 20	H29. 10. 20
貞宝工業(株)	貞宝カントリークラブ	H2. 9. 20	H29. 10. 20
(株)南山カントリークラブ	南山カントリークラブ	H2. 9. 20	H29. 10. 20
(有)大樹開発	ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース	H2. 9. 20	H29. 10. 20
中京ゴルフ倶楽部(株)	中京ゴルフ倶楽部石野コース	H3. 2. 18	H29. 10. 20
親和開発(株)	名古屋グリーンカントリークラブ	H2. 10. 9	H29. 10. 20
フジオカ開発(株)	藤岡カントリークラブ	H2. 10. 9	H29. 10. 20
名晃開発(株)	小原カントリークラブ	H2. 10. 9	H29. 10. 20
(株)パインズゴルフクラブ	パインズゴルフクラブ	H2. 10. 9	H29. 10. 20
(株)ロイヤルフレンドシップ	ロイヤルカントリークラブ	H2. 10. 5	H29. 10. 20
東加茂開発(株)	加茂ゴルフ倶楽部	H2. 10. 5	H29. 10. 20
八甲(株)	三甲ゴルフ倶楽部 京和コース	H2. 10. 5	H29. 10. 20
(株)セントクリークゴルフクラブ	セントクリークゴルフクラブ	H2. 10. 5	H29. 10. 20
(株)旭カントリー倶楽部	ゴルフ倶楽部大樹 旭コース	H2. 10. 12	H29. 10. 20
大東開発(株)	笹戸カントリークラブ	H2. 10. 12	H29. 10. 20
ネクスト・ゴルフ・マネジメント(株)	稲武カントリークラブ	H3. 4. 10	H29. 10. 20



## 4 災害時における環境調査等協定

大規模地震等の災害時に化学物質やアスベストの環境汚染状況を把握するために、民間の事業者と災害時の協力協定を締結しています。

### 【締結事業者及び協定内容】

#### (1) 災害時における環境調査に関する協定書

締結日 : 平成 28 年 5 月 30 日

締結先 : 一般社団法人愛知県環境測定分析協会 (愛環協)

協定概要 : 災害時の化学物質等の試料採取、測定分析の実施など

#### (2) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

締結日 平成 30 年 1 月 17 日

締結先 一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会 (ASA)

協定概要 災害時の市アスベスト調査の支援、被災建築物等のアスベスト含有建材状況調査、建材中のアスベスト含有の有無調査など

### 【令和 2 年度災害時訓練等】

大規模地震等による災害が発生した時に、協定に基づき円滑に対応が実施できるよう、協定締結先と訓練を実施しました。

#### (1) アスベスト飛散を想定した初動訓練

日 時 : 令和 2 年 8 月 28 日

内 容 : ASA 会員 2 人とともに建築物等に含まれるアスベストの含有調査やシート養生による応急措置等の初動対応

#### (2) 河川への化学物質流出を想定した初動訓練

日 時 : 令和 2 年 8 月 31 日

内 容 : 愛環協 3 人とともに汚染原因の確認や河川水質調査等の初動対応

## 5 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

表 7-5 公害に関する苦情受付件数

種 類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	主 な 原 因
大気	80 (31)	95 (44)	153 (55)	179 (61)	237 (63)	野焼きや焼却炉等のばい煙、粉じん 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水質	15 (6)	13 (6)	12 (4)	12 (4)	12 (3)	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚 濁水の流出
騒音	76 (30)	61 (28)	71 (26)	65 (22)	75 (20)	工場、建設作業、飲食店のカラオケ
振動	12 (5)	3 (1)	12 (4)	12 (4)	14 (4)	建設作業、通過車両
悪臭	41 (16)	32 (15)	19 (7)	20 (7)	32 (9)	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	30 (12)	13 (6)	11 (4)	7 (2)	7 (2)	廃棄物、電波障害、害虫の発生、土壌 汚染、地盤沈下
合計	254	217	278	295	377	
苦情受付 件数	225	200	260	275	350	

※ ( ) の数字は、合計に対する割合 (%) を示している。

※ 苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがある。

## 6 不良な生活環境の解消

### 【目的】

市では、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等について、これまで地域と行政の連携による、「見守り型（廃棄物の撤去支援等）」での支援で対応をしてきました。

見守り型の支援は、原因者が支援を拒否する可能性があることや、解消までに長期間を要することなどから、支援をより実効性・継続性のあるものとするため、これまで培ってきた地域と行政の連携を活かしつつ、不良な生活環境の解消に向けた支援策及び措置を明確にし、これらを総合的に推進するための条例を制定し、平成28年4月から施行しました。

この条例を積極的に活用し、原因者が地域で孤立しないよう、地域と行政が連携しながら、支援を進めています。

### 【対応状況】

- ・ 条例施行以降、419件のうち、79%（333件）が解消しました。
- ・ 解消後、関係機関による福祉支援・見守りを継続し、再発防止に努めている案件が34件あります。
- ・ 対応中の86件は、悪化させないため、又は、改善させるために、福祉的な支援や声掛けなど関係機関で連携して対応しています。
- ・ 令和2年度は、135件対応し（うち新規案件は65件）、49件解決しました。

表7-6 不良な生活環境対応状況

	条例施行前(～平成27年度)			平成28年度～令和元年度			令和2年度			
	件数	対応中	解決	件数	対応中	解決	件数	対応中	解決	
相談件数	23	8	15(0)	331	44	287(18)	65	34	31	
内訳	物の堆積等	23	8	15(0)	81	17	64(1)	14	11	3
	多頭飼育	2	1	1(0)	6	1	5(0)	3	3	0
	樹木の繁茂	2	1	1(0)	151	16	135(6)	34	20	14
	雑草の繁茂	0	0	0(0)	106	13	93(3)	21	10	11
	その他	0	0	0(0)	60	8	52(9)	4	0	4
	合計									
	件数	対応中	解決							
相談件数	419	86	333							
内訳	物の堆積等	118	36	82						
	多頭飼育	11	5	6						
	樹木の繁茂	187	37	150						
	雑草の繁茂	127	23	104						
	その他	64	8	56						

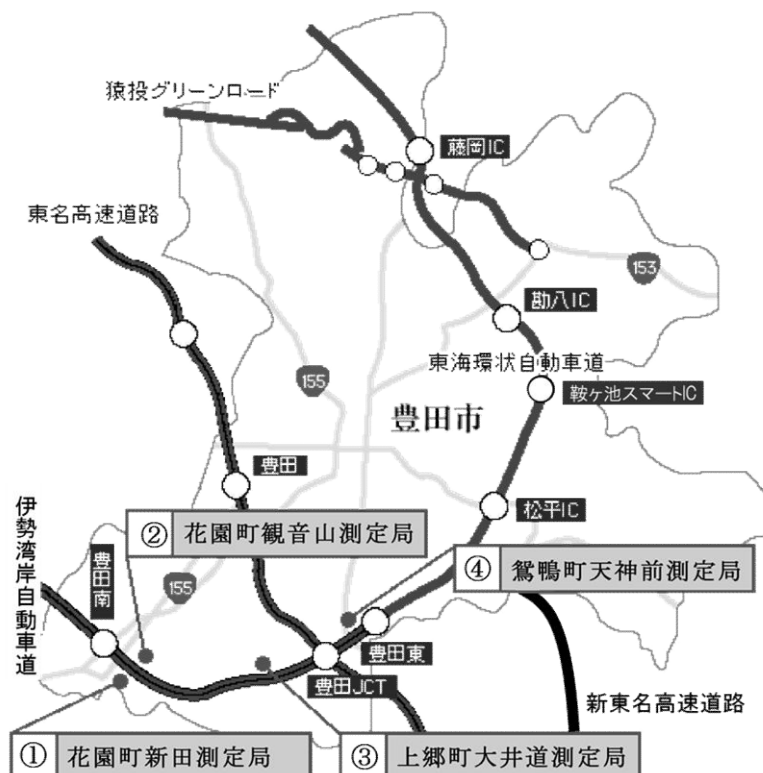
※（ ）内は、令和2年度中に解決した内数

※複数事由の相談があるため、内訳の合計は相談件数と合わない場合があります。

## 7 幹線道路推進課調査分

伊勢湾岸自動車道沿線における市内4か所の大気測定局で大気汚染や騒音の状況を常時測定し、環境基準の適否を判定することで、大気汚染防止施策・騒音防止策等の基礎資料とします。

### 【測定地点】



	局名	所在地
①	花園町新田 大気測定局（平成16年度設置）※	花園町新田 42-7
②	花園町観音山 大気測定局（平成16年度設置）	花園町観音山 22-92
③	上郷町大井道 大気測定局（平成16年度設置）	上郷町大井道 54-2
④	鴛鴨町天神前 大気測定局（平成14年度設置）	鴛鴨町天神前 212

※第1章の「新田局（花園町）」と同一局のため、測定結果は第1章を参照

図7-1 大気測定地点

(1) 大気観測調査（伊勢湾岸自動車道）

【環境基準】

- ・ 環境基本法第16条
- ・ 大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）
- ・ 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

【調査概要】

ア 測定地点

表7-7 測定地点

	局名	所在地
①	花園町観音山 大気測定局（平成16年度設置）	花園町観音山22-92
②	上郷町大井道 大気測定局（平成16年度設置）	上郷町大井道54-2
③	鴛鴨町天神前 大気測定局（平成14年度設置）	鴛鴨町天神前212

イ 測定項目及び測定方法

表7-8 測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法	測定局		
		観音山	上郷	鴛鴨
窒素酸化物 (NO+ NO <sub>2</sub> ) 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 一酸化窒素 (NO)	化学発光法	○	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法	○	○	○
気象 (風向、風速)	気象庁の検定を受けた測定機	○	○	○

○：測定項目を示す。

【調査結果の概要】

- ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は全ての測定局で環境基準に適合しました。

表7-9 (伊勢湾岸自動車道) 測定局の環境基準適合状況

物質名	花園町 観音山	上郷町 大井道	鴛鴨町 天神前	愛知県 達成率※1	全国達成率※2
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○	○	○	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	○	100	100

表中の「○」は環境基準を達成していることを示す。

※1 愛知県 令和2年度大気汚染調査結果（自動車排出ガス測定局）

※2 環境省 「令和元年度大気汚染状況について（自動車排出ガス測定局の測定結果報告）」公表資料

ウ 大気汚染の現況（令和2年度）

①気象（温度、湿度、風向、風速）

表7-10 花園町観音山測定局月別気象測定結果

年 月	風 向		風 速 (m/s)						
	最多 風向	割合 (%)	平均値	1時間値の		日平均値の			
				最高値	最低値	最高値	最低値		
令和2年	4	NW	37.1	2.3	8.6	0.0	5.3	0.9	
	5	NW	16.3	1.5	6.2	0.1	3.1	0.9	
	6	NW	15.6	1.3	5.5	0.0	2.2	0.6	
	7	SE	25.3	1.3	5.2	0.0	2.6	0.6	
	8	ESE	13.0	1.4	5.3	0.0	2.6	0.9	
	9	ESE, NW	12.1	1.4	6.4	0.0	3.2	0.6	
	10	NW	28.2	1.5	6.6	0.0	3.4	0.5	
	11	NW	34.9	1.6	7.1	0.0	3.7	0.5	
	12	NW	41.1	1.7	7.5	0.0	3.2	0.6	
	令和3年	1	NW	42.3	1.8	8.5	0.0	4.6	0.7
		2	NW	37.4	2.2	8.3	0.1	4.6	0.7
		3	NW	33.9	2.2	7.8	0.0	5.1	0.7
年間	NW	26.5	1.7	8.6	0.0	5.3	0.5		

※風向最多がC(カーム)の場合は、次点を採用します。

表7-11 上郷町大井道測定局月別気象測定結果

年 月	風 向		風 速 (m/s)						
	最多 風向	割合 (%)	平均値	1時間値の		日平均値の			
				最高値	最低値	最高値	最低値		
令和2年	4	WNW	20.0	2.3	7.5	0.1	4.6	1.2	
	5	WNW	13.7	1.6	8.0	0.1	3.6	1.0	
	6	S	11.4	1.4	5.4	0.0	2.2	0.8	
	7	SSE	20.3	1.5	7.2	0.0	3.0	0.7	
	8	NE	12.1	1.5	5.4	0.0	2.4	1.1	
	9	NE	11.7	1.4	5.1	0.0	2.5	0.9	
	10	WNW	16.7	1.4	4.8	0.0	2.8	0.8	
	11	WNW	20.6	1.5	5.5	0.0	3.0	0.7	
	12	WNW	27.3	1.9	8.7	0.0	3.5	0.7	
	令和3年	1	WNW	21.2	1.8	7.0	0.0	4.0	0.7
		2	WNW	24.0	2.2	7.6	0.1	4.2	0.8
		3	WNW	20.6	2.1	8.8	0.1	4.4	0.9
年間	WNW	16.5	1.7	8.8	0.0	4.6	0.7		

※風向最多がC(カーム)の場合は、次点を採用します。

年 月	風 向		風 速 (m/s)					
	最多 風向	割合 (%)	平均値	1時間値の		日平均値の		
				最高値	最低値	最高値	最低値	
令和2年	4	NW	21.7	2.1	7.9	0.1	4.6	1.0
	5	SSW	11.8	1.4	6.4	0.0	3.4	0.8
	6	SSE	16.3	1.3	4.8	0.0	2.2	0.6
	7	SE	23.5	1.4	6.0	0.0	2.7	0.4
	8	SE	14.9	1.3	5.0	0.0	2.3	0.8
	9	SE	16.1	1.3	5.3	0.0	3.1	0.6
	10	NW	13.2	1.2	5.4	0.0	2.8	0.6
	11	NNW	12.6	1.4	6.8	0.0	3.1	0.6
令和3年	12	NW	22.8	1.6	8.9	0.0	3.2	0.5
	1	NW	17.1	1.6	6.7	0.0	3.7	0.5
	2	NW	20.8	2.0	7.5	0.0	4.0	0.6
年間	3	NW	13.7	1.9	7.4	0.0	4.2	0.7
		NW	13.1	1.5	8.9	0.0	4.6	0.4

表7-12 駕崎町天神前測定局月別気象測定結果

※風向最多がC(カーム)の場合は、次点を採用します。

表7-13 月別二酸化窒素測定結果

測定局	項目	令和2年										令和3年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
花園町 観音山 測定局	有効測定日数 (日)	29	31	30	29	31	30	31	30	31	29	28	31	
	測定時間 (時間)	698	742	717	713	743	714	742	717	740	727	669	740	
	月平均値 (ppm)	0.010	0.007	0.008	0.008	0.006	0.009	0.012	0.015	0.017	0.016	0.016	0.017	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.039	0.027	0.023	0.030	0.020	0.036	0.048	0.055	0.053	0.056	0.052	0.049	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.020	0.015	0.013	0.014	0.011	0.016	0.021	0.026	0.032	0.037	0.030	0.031	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
上郷町 大井道 測定局	有効測定日数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	26	31	
	測定時間 (時間)	716	742	717	714	742	716	742	717	741	738	642	742	
	月平均値 (ppm)	0.008	0.006	0.007	0.006	0.005	0.007	0.010	0.012	0.013	0.014	0.013	0.012	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.036	0.025	0.020	0.024	0.015	0.027	0.040	0.050	0.042	0.048	0.047	0.044	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.016	0.014	0.011	0.012	0.009	0.014	0.020	0.020	0.028	0.031	0.027	0.027	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		



測定局	項目	令和2年										令和3年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鴛鴦町 天神前 測定局	有効測定日数 (日)	28	31	30	30	31	30	31	30	31	31	26	31	
	測定時間 (時間)	698	742	718	735	742	717	743	716	740	740	635	740	
	月平均値 (ppm)	0.011	0.008	0.008	0.007	0.005	0.007	0.009	0.010	0.015	0.016	0.015	0.012	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.038	0.028	0.027	0.028	0.017	0.024	0.024	0.035	0.044	0.046	0.050	0.038	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.019	0.016	0.014	0.016	0.008	0.013	0.017	0.020	0.028	0.033	0.025	0.022	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表7-14 二酸化窒素 年間値

測定局	年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	環境基準の 達成状況
					日平均値が0.06ppm を超えた日数と その割合		日平均値が0.04ppm 以上0.06ppm以下の 日数とその割合				
					[日]	[時間]	[日]	[%]			
花園町 観音山 測定局	2	360	8,662	0.012	0	0.0	0	0.0	0.056	0.028	○
上郷町 大井道 測定局	2	361	8,669	0.009	0	0.0	0	0.0	0.050	0.023	○
鴛鴦町 天神前 測定局	2	360	8,666	0.010	0	0.0	0	0.0	0.050	0.023	○

③浮遊粒子状物質

表7-15 月別浮遊粒子状物質測定結果

測定局	項目	令和2年										令和3年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
花園町 観音山 測定局	有効測定日数 (日)	29	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	
	測定時間 (時間)	701	743	719	740	743	718	743	719	743	710	671	743	
	月平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.012	0.014	0.017	0.015	0.022	0.013	0.012	0.014	0.010	0.011	0.013	0.016	
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.030	0.057	0.083	0.071	0.100	0.048	0.038	0.037	0.051	0.052	0.041	0.098	
	日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.021	0.036	0.029	0.036	0.042	0.026	0.019	0.024	0.026	0.030	0.027	0.057	
上郷町 大井道 測定局	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	26	31	
	測定時間 (時間)	715	743	719	740	743	718	743	719	743	739	642	743	
	月平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.012	0.014	0.016	0.014	0.022	0.012	0.013	0.015	0.010	0.010	0.011	0.015	
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.058	0.057	0.083	0.071	0.095	0.106	0.067	0.318	0.128	0.059	0.041	0.097	
	日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.024	0.036	0.031	0.038	0.046	0.025	0.021	0.026	0.026	0.025	0.025	0.055	
鴛鴦町 天神前 測定局	有効測定日数 (日)	28	31	30	30	31	30	31	30	31	31	26	31	
	測定時間 (時間)	699	743	719	739	743	718	743	719	743	743	640	743	
	月平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.010	0.012	0.013	0.013	0.022	0.010	0.010	0.011	0.008	0.009	0.010	0.013	
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.033	0.040	0.037	0.070	0.091	0.048	0.066	0.039	0.048	0.036	0.050	0.094	
	日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.018	0.031	0.028	0.039	0.046	0.020	0.017	0.021	0.023	0.024	0.024	0.053	

表7-16 浮遊粒子状物質 年間値

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否
					1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合					
					[時間]	[%]	[日]	[%]				
花園町 観音山 測定局	2	362	8,693	0.014	0	0.0	0	0.0	0.100	0.057	○	○
上郷町 大井道 測定局	2	363	8,707	0.014	1	0.0	0	0.0	0.318	0.034	○	○
鴛鴦町 天神前 測定局	2	360	8,692	0.012	0	0.0	0	0.0	0.094	0.034	○	○

(2) 環境騒音調査（伊勢湾岸自動車道）

【調査概要】

ア 測定地点

表 7-17 測定地点

	局 名	所 在 地
①	花園町新田 騒音測定局（平成 16 年度設置）	花園町新田 42-7
②	花園町観音山 騒音測定局（平成 16 年度設置）	花園町観音山 22-92
③	上郷町大井道 騒音測定局（平成 16 年度設置）	上郷町大井道 54-2
④	鴛鴨町天神前 騒音測定局（平成 14 年度設置）	鴛鴨町天神前 212

イ 測定方法及び評価手法

日本産業規格 Z8731 に定める等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価することを原則とします。

【調査結果の概要】

調査した 4 測定局について、昼・夜間ともにすべて環境基準に適合しました。

表 7-18 環境基準適合状況（令和 2 年度）

	地点名	所在地	測定期間	適用	騒音 (LAeq) 単位: dB		※1 適合状況
					昼間	夜間	
①	花園町新田	花園町新田 42-7	令和 2 年 4 月 ~令和 3 年 3 月	測定値	53.7	51.6	○
				基準値	65	60	
②	花園町観音山	花園町観音山 22-92	令和 2 年 4 月 ~令和 3 年 3 月	測定値	55.9	52.5	○
				基準値	65	60	
③	上郷町大井道	上郷町大井道 54-2	令和 2 年 4 月 ~令和 3 年 3 月	測定値	58.6	57.7	○
				基準値	65	60	
④	鴛鴨町天神前	鴛鴨町天神前 212	令和 2 年 4 月 ~令和 3 年 3 月	測定値	57.1	54.0	○
				基準値	65	60	

※1 「適合状況」 ○：適合 △：いずれかの時間帯で不適 ×：すべての時間帯で不適

【騒音結果】

①新田地区

単位:dB(A)

		等価騒音レベル(LAeq)		備考
		昼間	夜間	
R2年度 (月)	4	53.8	52.5	常監局月平均値
	5	52.2	51.0	常監局月平均値
	6	※	※	常監局月平均値
	7	※	51.1	常監局月平均値
	8	56.1	49.8	常監局月平均値
	9	52.6	51.2	常監局月平均値
	10	53.9	52.9	常監局月平均値
	11	54.2	53.5	常監局月平均値
	12	53.7	51.4	常監局月平均値
	1	52.6	49.9	常監局月平均値
	2	53.4	51.2	常監局月平均値
	3	54.5	53.1	常監局月平均値
	平均	53.7	51.6	常監局年度平均値

※機器故障のため欠測

②観音山地区

単位:dB(A)

		等価騒音レベル(LAeq)		備考
		昼間	夜間	
R2年度 (月)	4	54.9	52.6	常監局月平均値
	5	54.1	51.6	常監局月平均値
	6	54.8	52.0	常監局月平均値
	7	62.1	52.6	常監局月平均値
	8	59.3	52.0	常監局月平均値
	9	56.7	54.7	常監局月平均値
	10	54.8	52.3	常監局月平均値
	11	55.2	52.2	常監局月平均値
	12	54.5	52.3	常監局月平均値
	1	54.2	52.1	常監局月平均値
	2	54.7	52.6	常監局月平均値
	3	55.3	53.1	常監局月平均値
	平均	55.9	52.5	常監局年度平均値

③上郷大成地区

単位: dB(A)

		等価騒音レベル(LAeq)		備考
		昼間	夜間	
R2年度 (月)	4	58.6	57.0	常監局月平均値
	5	58.7	60.9	常監局月平均値
	6	58.5	58.5	常監局月平均値
	7	59.2	57.3	常監局月平均値
	8	58.4	56.1	常監局月平均値
	9	58.4	58.6	常監局月平均値
	10	58.7	56.4	常監局月平均値
	11	58.8	57.3	常監局月平均値
	12	58.6	57.7	常監局月平均値
	1	58.3	57.1	常監局月平均値
	2	58.5	57.3	常監局月平均値
	3	58.9	57.7	常監局月平均値
	平均	58.6	57.7	常監局年度平均値

④豊田東地区

単位: dB(A)

		等価騒音レベル(LAeq)		備考
		昼間	夜間	
R2年度 (月)	4	57.3	53.9	常監局月平均値
	5	56.4	53.1	常監局月平均値
	6	57.0	54.1	常監局月平均値
	7	57.8	54.6	常監局月平均値
	8	56.8	52.9	常監局月平均値
	9	57.4	54.6	常監局月平均値
	10	57.4	54.4	常監局月平均値
	11	57.4	54.4	常監局月平均値
	12	56.9	54.2	常監局月平均値
	1	56.6	53.8	常監局月平均値
	2	56.9	53.8	常監局月平均値
	3	57.7	54.7	常監局月平均値
	平均	57.1	54.0	常監局年度平均値